



JCLU
社団法人 自由人権協会

社団法人 自由人権協会
〒105-0002 東京都港区愛宕1-6-7 愛宕山弁護士ビル306号室
TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www/jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION
306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan
TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2012年1月31日

意見書

社団法人 自由人権協会
代表理事 羽柴 駿
同 紙谷 雅子
同 田中 宏
同 喜田村 洋一
同 三宅 弘

内閣官房新型インフルエンザ等対策室が国民に対して意見を募集している「新型インフルエンザ対策のための法制のたたき台」（以下単に「たたき台」という）について、当協会は以下のとおり意見を述べる。

1 立法事実が不明確である

たたき台の趣旨は、「新型インフルエンザの脅威から国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済の安定を確保するため、新法を制定。」とされている。

確かに新型インフルエンザは、通常のインフルエンザとは異なり、一般に多くの者が免疫を持っていないため感染が拡大しやすく、市民の健康や社会生活に大きな影響を与える可能性があるといえる。

しかしながら、新型インフルエンザは2009年度には大規模かつ季節外れに流行したものの、2010年度には前年度の流行による免疫も獲得され、また、通常のインフルエンザの一種である季節性インフルエンザと異なる大きな流行となるといった特別の事情も生じなかった。そのような経緯から、2011年3月より新型インフルエンザは季節性インフルエンザとして扱われることとなり、対応も通常のインフルエンザ対策に移行した。

また、対応が困難である新たな新型インフルエンザが生じる具体的なおそれがあるとも指摘されていない。なお、たたき台によれば新法は、新型インフルエンザと同様の影響を持つ未知の新感染症（以下、新型インフルエンザと合わせて「新型インフルエンザ等」ということがある）にも適用されるとされているが、このような未知の新感染症が生じる具体的なおそれがあることも明らかにされてはいない。

このように現在は、新型インフルエンザ等に特有の国民生活への大きな脅威は一応存在しないといってよい状況であり、従来の法制度とは別の新型インフルエンザ等対策のための法制化が必要か否か、仮に必要であるとしても立法事実は具体的にどのようなものであるのかは明らかでない。

なお、たたき台においては、その趣旨が上記のとおり、国民の生命及び健康の保護、国民生活及び国民経済の安定、とされているなど、「国民」という用語が多用されている。これら「国民」の意義は必ずしも明らかではないが、一般論として、インフルエンザから生命、健康等を守られるべき対象が、日本国籍を有する者に限定される合理的な理由は考えられないことを、念のため付言する。

2 法制化は集会の自由に対する不当な制約となり得る

たたき台においては、国は、発生した新型インフルエンザが国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるときは、区域及び期間を定め、新型インフルエンザ緊急事態を宣言し、集会等の制限等の要請及び指示などの措置を実施するとされている。

しかし、前述のとおり新型インフルエンザが今後発生した場合それが国民生活全体にどのような影響を及ぼすものかは、何ら明らかではない。

一方で、緊急事態宣言の下で制限される対象に含まれる集会の自由は、憲法で保障された表現の自由（憲法21条）の一つであり、すべての市民に保障された基本的人権として重要な意義を有するものである。すなわち、表現の自由というものは、近代民主国家において一人一人の市民が個人として尊重されてゆくために不可欠な自己実現の価値（個人が言論活動を通じて自己の人格を発展させる、という個人的な価値）および自己統治の価値（言論活

動によって国民が政治的意思決定に関与するという、民主政に資する社会的な価値)を有すると考えられている。判例も、「集会は、国民が様々な意見や情報等に接することにより自己の思想や人格を形成、発展させ、また、相互に意見や情報等を伝達、交流する場として必要であり、さらに、対外的に意見を表明するための有効な手段であるから、憲法21条1項の保障する集会の自由は、民主主義社会における重要な基本的人権の一つとして特に尊重されなければならない」と述べている(最高裁1992年7月1日大法廷判決・民集46巻5号437頁)。

日本国憲法の人権は、「公共の福祉」(憲法13条等)による制約を受け得るが、それは当該人権が他の市民の人権や重要な利益と衝突する場合に限り解されなければならない。新型インフルエンザ等の場合、具体的な伝染病予防の必要性が集会の自由と衝突する権利となることが仮にあるとしても、それは具体的に如何なる条件のもとでかということが何ら具体的に論証されないままに集会の自由を制約することは許されない。

たたき台に記載されているような、「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれ」、「国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれ」は、きわめて多義的に解し得るものであり、それらによる安易な制約が集会の自由に対して課されることが強く懸念される。

なお、仮に集会に対し何らかの具体的な制約をなすことがやむを得ない状況がある場合でも、集会それ自体を全面的に禁止することは集会の自由の意義及び重要性に鑑み安易になされるべきものではない。集会を開くこと自体は許容しつつ、開催場所・時間・人数などの諸項目について何らかの対策を取ることが主催者に求めることも十分に考えられるところである。

3 結語

以上の理由から、当協会はたたき台の内容の法制化に反対する。

以 上